

重度障害者対応型共同生活援助事業

《取組概要》

重度障害者の暮らしの場を確保するため、新たに強度行動障害を対象とするなど、共同生活援助事業所（グループホーム）において生活支援員及び看護師の手厚い配置を行うための補助を拡充する。

《これまでの取組》

障害者の高齢化・重度化や家族などの介護者の高齢化が進み、地域で暮らし続ける不安が高まる中、障害者が、住み慣れた地域で継続した生活を送るための暮らしの場として、グループホームの機能強化を進めている。

○障害者の高齢化

障害者手帳取得者に占める 40 歳以上の障害者の推移

	平成 24 年 3 月	⇒	平成 28 年 3 月
身体障害者	34,156 人(92.3%)	⇒	34,850 人(93.3%)
知的障害者	1,806 人(28.7%)	⇒	2,395 人(32.8%)
精神障害者	4,154 人(72.9%)	⇒	5,680 人(75.1%)

○障害者の重度化（特に知的障害者）

障害支援区分認定者に占める重度者（区分 5・6）の推移

	平成 24 年 3 月	⇒	平成 28 年 3 月
全体	1,313 人(20.7%)	⇒	1,934 人(25.0%)
うち知的障害者	872 人(33.3%)	⇒	1,383 人(43.1%)

○グループホームの機能強化（重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助金）

平成 27 年度から重度重複障害者（身体障害者手帳 1 級又は 2 級（肢体不自由に限る）と療育手帳（A 判定）の両方を所持）及び医療的ケアを必要とする障害者の暮らしの場を確保するため、グループホーム事業所が生活支援員の増員及び看護師の配置を整えるための経費を補助

- ・生活支援員 年額 2,000 千円
- ・看護師 年額 1,100 千円

《課題》

常時見守りが必要となる支援度が高い重度障害者を受け入れることができるグループホームが少ない

- ・強度行動障害のある方に対する人員体制が不十分
- ・国の報酬が十分な人員配置に見合うものとなっていない



自宅での生活が困難な重度障害者とその親に対する支援として、グループホームの機能強化が必要

《平成 30 年度の取組》

重度障害者	平成 30 年度の取組内容
① 重度重複障害のある方	<p>《拡充》</p> <p>夕方の支援体制に加え、新たに補助形態を再築し、朝の支援体制についても補助要件とする</p> <p>生活支援員 200万円/1日4時間以上 → 200万円/1日4時間以上 310万円/1日6時間以上(追加)</p>
② 医療的ケアを必要とする方	<p>《拡充》</p> <p>看護師の柔軟な支援体制を確保できるよう、補助形態を再築</p> <p>看護師 110万円/月48時間以上 → 110万円/月48時間以上 53万円/月24時間以上(追加)</p>
③ 強度行動障害のある方	<p>《新規》</p> <p>長期的に一貫した手厚い支援体制を整えるため、生活支援員の増員のための経費を補助</p> <p>生活支援員 200万円/1日4時間以上 310万円/1日6時間以上</p>